

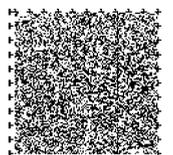
佐倉市障害者計画(素案)

ともに生きるさくらプラン 第4次改訂版

まちに出よう 風を受けよう 空を見上げよう

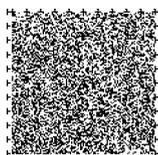
平成23年3月

千葉県佐倉市



目 次

第 1 章	障害者計画について	2
1	計画策定の背景	2
2	計画策定の趣旨	6
3	計画策定の位置付け	7
4	計画の対象者	9
5	計画の期間	10
第 2 章	障害者を取り巻く現状と課題	11
1	佐倉市の特性	11
2	佐倉市の人口	13
3	障害者の状況	14
4	障害者の置かれた現状と課題	18
第 3 章	障害者計画の基本理念と推進体制	22
1	障害者計画の基本理念	22
2	障害者計画の名称	24
3	障害者計画の推進体制	25
第 4 章	障害者計画の体系	26
1	施策の体系	26
2	1 「啓発」 障害の理解	27
	合理的配慮の推進	29
	2 「参加」横断的な支援 権利擁護	31
	相談・情報提供	33
	情報・コミュニケーション	35
	移動	37
	3 「参加」個別的な支援 生活支援	39
	生活環境	41
	教育・育成	43
	雇用・就労	45
	保健・医療	47
第 5 章	資料編	
1	用語解説	49
2	佐倉市障害者計画策定懇話会及び策定の経緯	53
3	佐倉市障害者計画策定懇話会委員名簿	57



第1章 障害者計画について

1 計画策定の背景

(国際的な動向)

国連は1981年を「国際障害者年」に指定しました。

障害者の「完全参加と平等」をテーマとして次の内容が決議されました。

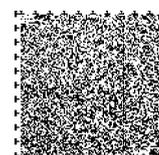
- (1)障害者の身体的、精神的な社会適合の援助
- (2)就労の機会保障
- (3)日常生活への参加の促進
- (4)社会参加権の周知徹底のための社会教育と情報の提供
- (5)国際障害者年の目的の実施のための措置と方法の確立

これを受けて1982年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で決議され、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」と宣言し、各国が障害者施策に計画的に取り組むことになりました。

障害者の人権と基本的自由の完全な実現を確保し、促進するために「障害者の権利に関する条約」が2006年(平成18年)12月に、第61回国連総会で採択され、日本政府は2007年(平成19年)9月28日に、「障害者の権利に関する条約」に署名しました。

障害者の権利に関する条約

障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。



(国の動き)

我が国の障害福祉は、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を目的として、身体障害者福祉法(昭和24年12月)、知的障害者福祉法(昭和35年3月)、精神保健福祉法(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律:昭和25年5月)等の障害別に定められた法律によって福祉サービスの整備・拡充が図られてきました。

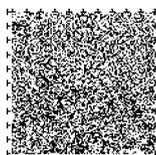
一方、障害の種別や分野ごとの福祉サービスが進められる中で、それぞれの制度間の格差や制度と制度の間に埋もれてしまう状況が発生しました。

平成5年12月に心身障害者対策基本法が改正され、障害者基本法が制定されました。この改正により、精神障害が身体障害や知的障害と並んで法の対象に位置付けられました。

障害者基本法の基本理念として、すべての障害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有し」、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定されました。

平成15年4月から支援費制度が施行されました。これにより、利用者が自らサービスを選択し、事業者との契約により、サービスを利用する制度が実現しました。

これまで障害別に進められてきた制度による制度間の格差の是正や、障害者の地域生活支援の一層の充実が求められるようになり、これらの課題に対応する形で障害者自立支援法が制定され、平成18年4月から段階的に施行されました。

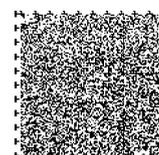


(千葉県動き)

障害のある人は、誤解や偏見により障害を理由に不利な扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じています。

平成19年7月、県では障害のある人に対する差別をなくすために「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、不利益な取り扱いや合理的配慮の欠如などの差別に対して、相談解決の仕組みづくり、誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組みづくり、障害のある人に優しい取り組みを応援する仕組みづくりを進めています。

県では、平成21年度から平成26年度までの6年間を計画期間とする「第四次千葉県障害者計画」を策定し、障害者施策に取り組んでいます。

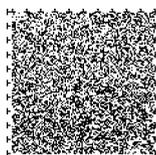


(佐倉市の動き)

佐倉市では、平成10年3月に「佐倉市障害者計画 自立支援さくらプラン ～まちに出よう 風を受けよう 空を見よう～」を策定し、佐倉市の福祉施策を総合的に推進しています。この計画は障害者基本法に基づき、障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を明確化するための計画です。

平成22年度で「佐倉市障害者計画(第3次改訂版)」が終期を迎えるにあたり、これに続く新たな計画を策定するため「佐倉市障害者計画策定懇話会」を設置し、当事者団体、社会福祉事業者、ボランティア団体、社会福祉協議会、特別支援学校、医療機関、学識経験者、民生委員・児童委員、商工会議所代表、成田公共職業安定所、千葉県印旛健康福祉センター、公募による市民により、議論を重ねてきました。また、障害者・家族団体及び社会福祉事業者団体、公共機関等、17団体から障害者の置かれた現状と課題についてヒアリングを行いました。

平成19年10月に「佐倉市障害者自立支援協議会」を設置し、生活支援部会、就労部会、療育支援・教育部会、啓発・権利擁護部会、精神部会を設け、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉関係者による定期的な協議を進めていきます。

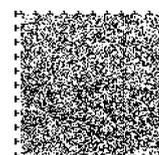


2 計画策定の趣旨

これまでの障害者に対する施策は、障害者に対する支援という福祉的な観点で考えられてきましたが、2006年に国連で「障害者権利条約」が採択されたことにより、「障害は個人にあるのではなく社会環境の不備に多くの原因がある」という障害者の視点に立った考え方に大きく変わろうとしています。

現在、国では、障害者福祉の分野でも、障害の概念、制度間の格差是正や、制度の対象外となってしまう人たちへの対応など、大幅な制度の見直しが進められています。

このように、障害者を取りまく社会が急速に変化する中で、佐倉市は「佐倉市障害者計画策定懇話会」を設置し、障害者団体や障害に関係する団体・機関から広く意見を聞きながら議論を進め、「佐倉市障害者計画 ともに生きるさくらプラン(第4次改訂版)」を策定し、障害のある人が障害のない人と同じように地域で暮らしていけるまちづくりを目指します。



3 計画策定の位置付け

(障害者基本法から見た障害者計画の位置付け)

国は、障害者の福祉に関する施策と障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「障害者基本計画」を策定することになっています。

(法 9 条第 1 項)

都道府県は、国の障害者基本計画を基本とするとともに、障害者の状況を踏まえ、「都道府県障害者計画」を策定することになっています。

(法 9 条第 2 項)

市町村は国の障害者基本計画と都道府県障害者計画を基本とするとともに、基本構想に即し、障害者の状況を踏まえ、「市町村障害者計画」を策定することになっています。

(法 9 条第 3 項)

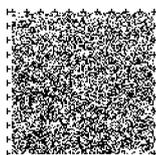
(佐倉市障害者計画の位置付け)

佐倉市障害者計画の上位計画として、地方自治法第 2 条第 4 項の規定による基本構想があります。佐倉市障害者計画は、基本構想に即した障害に関する施策の基本的な計画です。

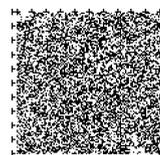
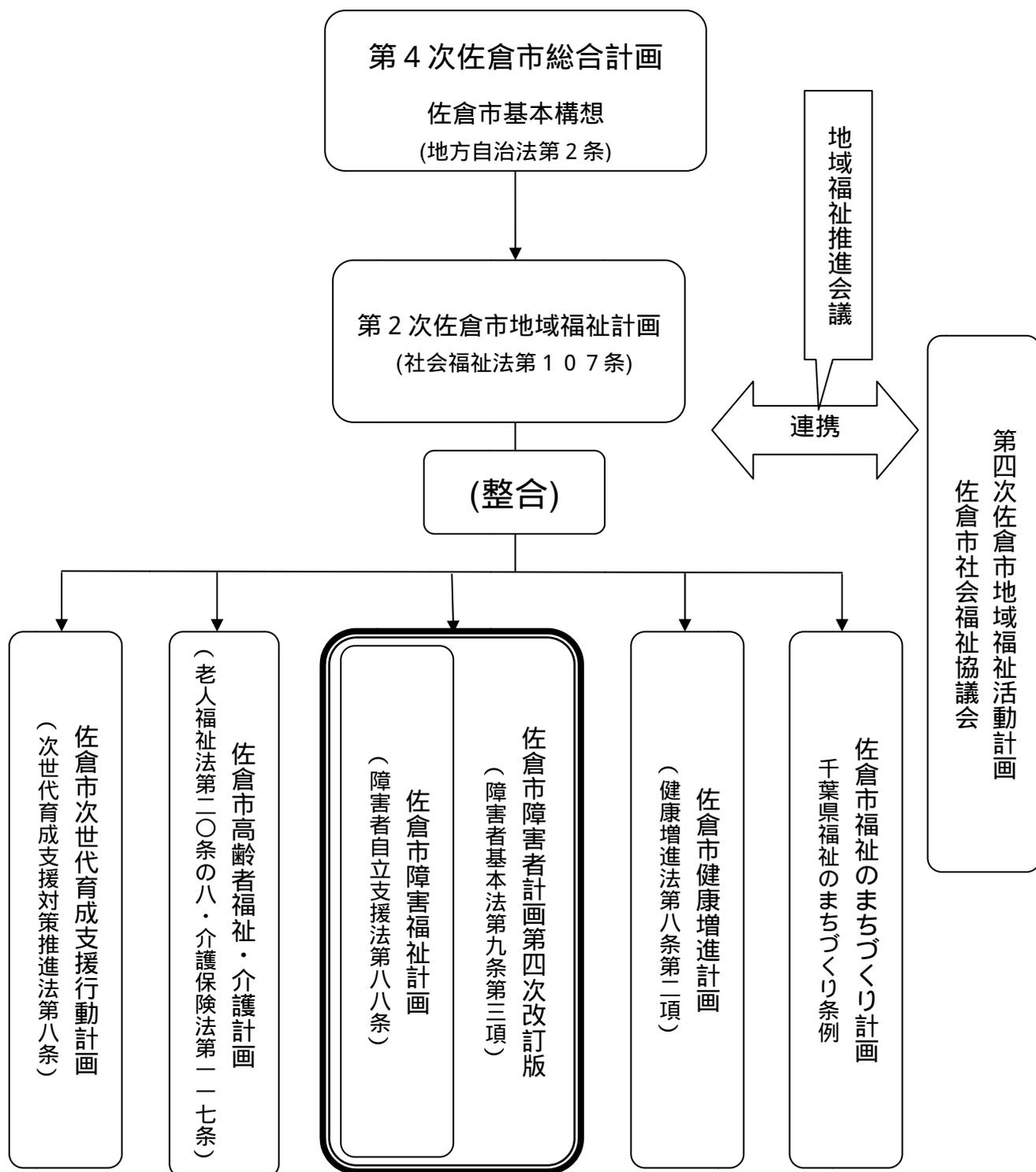
佐倉市地域福祉計画は、佐倉市の健康福祉分野の計画における共通理念を定め、横断的な視点から地域福祉を推進していくための計画です。(社会福祉法第 107 条)

佐倉市の健康福祉分野の計画として、佐倉市福祉のまちづくり計画、佐倉市健康増進計画「健康さくら 21」、佐倉市障害者計画「ともに生きるさくらプラン」(第 4 次改訂版)、佐倉市障害福祉計画、第 4 期佐倉市高齢者福祉・介護計画、佐倉市次世代育成支援行動計画があります。

佐倉市障害者計画は、佐倉市の健康・福祉分野の計画のひとつであり、佐倉市地域福祉計画の障害部門計画に位置付けられます。



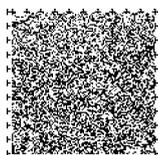
佐倉市の福祉関連計画の構成



4 計画の対象者

障害者計画の対象者である「障害のある人」とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とされています。

しかし、国連で「障害者権利条約」が採択され、世の中の情勢が「障害は個人ではなく社会にある」という障害者の視点に立った考え方になってきたことや、千葉県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の理念から、佐倉市の障害者計画の対象者は、「障害のある人とそれを取り巻く社会全体」と考えます。



5 計画の期間

第4次佐倉市総合計画は平成23年度から平成32年度までの10年間の計画の期間としています。

佐倉市総合計画の10年間の計画期間のうち、前半の5年を前期基本計画とし、後半の5年を後期計画として位置づけています。

佐倉市障害者計画の計画期間は、前期基本計画に合わせて平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

表1 計画の期間

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度～ 32年度
佐倉市総合計画	基本構想	第4次佐倉市総合計画(基本構想) 平成23年度から10年間					
	基本計画	前期基本計画					後期計画
地域福祉計画		第2次佐倉市地域福祉計画					
障害者計画		佐倉市障害者計画第4次改訂版					
障害福祉計画		第2期計画	第3期佐倉市障害福祉計画				

